

にしん子育て応援プラン

令和 4年 4月 1日現在

商品名	にしん子育て応援プラン（しんきん保証）
------------	---------------------

1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・ 申込時の年齢が満18以上の方 ・ 小学校入学前の子供を養育する親権者（妊娠中含む）または実質的に扶養する親族の方（親権者による申込みの場合は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも申込み可） ・ 安定継続した収入のある方（年金受給者の方も可） ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育てにかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金 ② 申込人が上記①使途として、当金庫を含む金融機関から借入れたローンの借換え資金 (借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※①と合わせた申込みに限る
3. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100万円以内（1万円単位） ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が700万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内（3ヶ月以上1ヶ月単位） ・ 元金返済据置（利払いのみ）期間は6ヶ月以内とします。 ※産前産後休業または育児休業中の場合は最長1年まで元金返済据置可能
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 年3.50%（保証料を含みます。） ・ 遅延損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・ 申込金額の50%以内の元金について6ヶ月毎のボーナス併用返済ができます。 ・ 返済日は任意の指定日とします。 ※産前産後休業中、育児休業中の方は最長2年まで元金返済据置が可能 (当該期間分のご融資期間延長も可)
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として不要です。
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人しんきん保証基金 ・ 保証料はご融資利率に含まれております。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※ 健康保険証の場合は、住民票抄本や公共料金の領収書等、本人確認のための追加的書類が必要となります。 ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ※ パスポートは住所記入欄（所持人記入欄）のあるものに限ります。 ・ 資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙等、資金使途が確認できる書類（写）

	<ul style="list-style-type: none"> ・借換資金の場合：融資残高ならびに申込人本人の子育て関連借入であることを確認できる書類 ・その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3,300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承ください。

西中国信用金庫